

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和7年1月31日受付分)

名称

特定非営利活動法人  
環境整備ネット

縦覧期間

令和7年1月31日(金)から  
令和7年2月14日(金)まで

# 特定非営利活動法人 環境整備ネット 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人環境整備ネットという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県洲本市大野155番地の1に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、人間に係る一切の属性を問わず全ての地球市民に対して、文化・芸術活動の推進や青少年に楽しみながら生きた自然教育・理科教育・実物教育を授けるとともに、自然環境の保全・修復と環境への負荷の少ないソフトエネルギーの利活用及び災害や犯罪に強く、すべての人に優しい、活力のあるまちづくり、家づくりの促進と国際平和の実現等に関する事業を行い、共生と交流と相互学習を根本理念とし、命あるものとしての尊厳が保たれ、自立した生活と主体的な社会参加によって自己実現を図ることのできるノーマライゼーション社会の構築並びに民族間、人種間、地域間、世代間の相互理解と協調の精神を涵養して恒久的に平和で安全・安心のできる心豊かな

な生活を営むことのできる自然環境、社会環境、生活環境の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 住宅や地域の防犯・防災並びにユニバーサルデザイン化に係る相談と整備促進事業
- (2) 地域の再生と活性化を推進する事業
- (3) 文化・芸術活動の推進を図るための公演会、セミナー等の開催及び研究発表事業

- (4) 自然環境の保全、修復事業
- (5) ソフトエネルギーの利活用を促進する事業
- (6) 国際平和を担う人材養成機関の建設に係る事業
- (7) 青少年に生きた自然教育、理科教育、実物教育を受ける事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 活動会員 この法人の活動に参加するため入会した個人

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名するこ

とができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上、10人以内

(2) 監事 1人、又は2人

2 理事のうち1人を代表理事とし、副代表理事を2人以内、常務理事を3人以内置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数全体の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

くは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。



(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 事務局の組織及び運営に関する事項

(5) 入会金及び会費の額

(6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印または記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。



(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総社員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

2 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	石井 榮
副代表理事	角田 学
理事	永井 満
同	林 久美
同	上田 弘子
同	狩野 揮史
同	藪内 善彦
監事	股野銑治郎

監事

岡本 京子

3 設立当初の常務理事は、該当無しとする。

4 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月末日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会が定めるところによるものとする。

6 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

7 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

#### 正会員

個人	(1)	入会金	2,000円
	(2)	年会費	10,000円
団体	(1)	入会金	2,000円
	(2)	年会費	10,000円

#### 賛助会員

個人	(1)	入会金	なし
	(2)	年会費	5,000円/口
団体	(1)	入会金	なし
	(2)	年会費	5,000円/口

活動会員

個人	(1)	入会金	なし
	(2)	年会費	5,000円

# 令和6年度事業計画書

特定非営利活動法

## 人環境整備ネット

### 1. 基本方針

事業継承のための次年度に向けた組織編成の整備

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 住宅及び地域の防犯・防災並びにユニバーサルデザイン化に係わる相談と整備促進事業	高齢者、障害者の QOL 向上のための環境整備に係わる無料相談事業	実地せず			
	住宅及び地域のユニバーサルデザイン化工事の普及推進事業	実地せず			
	防犯・防災の相談普及事業	実地せず			
	遊休土地建物の整備、美化と利用促進事業	実地せず			
(2) 地域の再生と活性化を推進する事業	組織編成についての協議	随時	当事務所	6名	0
(3) 文化・芸術活動の推進を図るための講演会、セミナー等の開催及び研究発表事業	新淡路風土記編纂事業	実地せず			
	サロンコンサートの開催事業	実地せず			
	工作工芸教室の開催	実地せず			
(4) 自然環境の保全、修復事業	あわじ環境未来島構想の啓発・啓蒙	実地せず			
(5) ソフトエネルギーの利活用を促進する事業	メタン発酵装置普及阻害要因の除去に関する研究	実地せず			
(6) 国際平和を担う人材養成機関の建設に係る事業		実地せず			
(7) 青少年に生きた自然教育、理科教育、実物教育を授ける事業		実地せず			

### 3. その他の事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	収益見込 (千円)
(1)				

### 4. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

①通常総会 1月

②理事会 年1回

#### (2) 事務局体制

事務局長：狩野 輝史



## 6年度活動予算書

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
2. 受取寄付金			
受取寄付金	0		
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0		0
4. 事業収益			
住宅や地域の防犯・防災並びにユニバーサルデザイン化に係る相談と整備促進事業	0		
地域の再生と活性化を推進する事業	0		
文化・芸術活動の推進を図るための公演会、セミナー等の開催及び研究発表事業	0		
自然環境の保全、修復事業	0		
ソフトエネルギーの利活用を促進する事業	0		
国際平和を担う人材養成機関の建設に係る事業	0		
青少年に生きた自然教育、理科教育、実物教育を授ける事業	0		
	0		0
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0		
経常収益計			0
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	0		
.....	0		
その他経費計	0		
事業費計			0
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	0		
印刷費	0		
通信費	0		
旅費交通費	0		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	0		

租税公課	0		
.....	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			
前期繰越正味財産額	57,000		57,000
当期正味財産増減額			0
次期繰越正味財産額			57,000

# 令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人環境整備ネット

## 1. 基本方針

定款第3条より抜粋 この法人は文化・芸術活動の推進や生きた自然・理科・実物教育を授けるとともに、環境の保全・修復と負荷の少ないソフトエネルギーの利活用及び災害や犯罪に強く、全ての人に優しい、活力のあるまちづくり、家づくりの促進と国際平和の実現等に関する事業を行い、共生と交流と相互学習を根本理念とし、自立した生活と主体的な社会参加によって自己表現を図る事の出来るノーマライゼーション社会の構築並びに民族間、人種間、地域間、世代間の相互理解と協調の精神を涵養して恒久的に平和で安全安心の出来る心豊かな生活を営むことのできる自然環境、社会環境、生活環境の構築に寄与することを目的とする。

## 2. F特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実地時期 (回数)	実地場所	受益対象者 及び 予定人数	収益見込 (千円)
地域の再生と活性化を 推進する事業	空き家等管理不全を解消する事業	6回	各地域にて	5名	200
	湊地区にて空き家研究会設立及び事業	5回	南あわじ市湊	10名	100
文化・芸術活動の推進 を図るための講演会、 セミナー等の開催及び 研究発表事業	空き家にて発生抑制及び片付け等の実践 的なことを学ぶワークショップ型勉強会 の開催	3回	各地域にて	30名	0
住宅や地域の防犯・ 防災並びにユニバーサル デザイン化に係る相 談と整備促進事業	交通事故抑制の啓発で擁壁に子どもたち と絵を描くワークショップの開催	1回	洲本市内	40名	0
青少年に生きた自然教育、 理科教育、実物教育を授ける事業	職業体験イベントへ参加	1回	洲本市内	100名	10
	空き家を次へ繋ぐワークショップ	5回	各地域にて	50名	25
自然環境の保全、修復 事業	未定				0
ソフトエネルギーの利活用を 促進する事業	未定				0
国際平和を担う人材養成 機関の建設に係る事業	未定				0

## 3. その他の事業

予定なし

#### 4. 事業実施体制

(1)会議に関する事業                      通常総会    3月                      理事会    年2回

(2)事務局体制                      事務局長                      野口   巴靖

## 7年度活動予算書

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費 .....受取会費		0	
2. 受取寄付金 受取寄付金 ..... .....	200,000		200,000
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金 .....			0
4. 事業収益 住宅や地域の防犯・防災並びにユニバーサルデザイン化に係る相談と整備促進事業 地域の再生と活性化を推進する事業 文化・芸術活動の推進を図るための公演会、セミナー等の開催及び研究発表事業 自然環境の保全、修復事業 ソフトエネルギーの利活用を促進する事業 国際平和を担う人材養成機関の建設に係る事業 青少年に生きた自然教育、理科教育、実物教育を授ける事業	0 300,000 0 0 0 0 35,000		335,000
5. その他収益 受取利息 雑収益	0 0		0
経常収益計			535,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費 給与手当 法定福利費 ..... 人件費計		0	
(2) その他経費 講師謝金 消耗品費 印刷費 通信費 保険料 会場費 会議費 ..... その他経費計	100,000 50,000 30,000 60,000 12,000 40,000 60,000 352,000		352,000
事業費計			352,000
2. 管理費			
(1) 人件費 給与手当 法定福利費 ..... 人件費計		0	
(2) その他経費 消耗品費 印刷費 通信費 旅費交通費 光熱水費 保険料 会議費	24,000 3,000 12,000 24,000 3,000		

租税公課	2,000		
.....			
その他経費計			
管理費計		0	
経常費用計			352,000
当期正味財産増減額			183,000
前期繰越正味財産額			57,000
次期繰越正味財産額			240,000